

基礎研 レター

ペットとまちづくり

～ 被災時の対策から考える ～

社会研究部 上席研究員 篠原 二三夫
(03)3512-1791 fshino@nli-research.co.jp

1—はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、津波の発生や原子力災害によって、人々は着の身着のまま、緊急に避難することを余儀なくされた。昨年の 4 月 14 日に発生した熊本地震の際も同様である。人間社会に対する被害は甚大ですさまじいものだったが、取り残された動物に対する被害も広範に渡っている。被災エリアでは、保護活動を行いつつも、家畜や飼い主からはぐれた多数のペットが放浪状態のまま置かれる状況が発生した。

図1 放浪状態となった犬(福島県)



図2 熊本地震による迷子の犬



(資料) 左：環境省自然環境局「東日本大震災における被災動物対応記録集」平成 25 年 6 月から転載。
右：<https://inomagazine.com/feature/pray-for-kumamoto/kainushi-search> より転載。

こうした経験をまとめ、環境省は「東日本大震災における被災動物対応記録集」を平成 25 年 6 月付けで公表するとともに、自治体等が地域の状況に応じた独自のマニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるように「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を同日付で公表している。

東京都は、三宅島の雄山の噴火災害の経験をもとに、平成 23 年 10 月から平成 25 年 9 月まで東日本大震災東京都動物救援センターを設置し、動物救済支援活動を展開してきた経緯がある。この際の体制づくりや経験をまとめた「東日本大震災東京都動物救援本部活動報告書」は、上述の環境省の記録集とともに、現場写真も含めた多数の解説を含み、支援時の課題や今後のあり方も示した大変貴重

な資料である。

さらに、東京都福祉保険局は、被災時や被災後の対応だけではなく、普段からの人と動物との調和のとれた共生社会の実現を旨として、「東京都動物愛護管理推進計画ーハルスプラン」(Human and Animal Live Together in Harmony: HALTH)を平成26年4月にまとめ、国の法改正にも対応した指針としている。

熊本地震の際にも、迷子のペットや救助場面、避難所での様子がメディアにより報じられた。東日本大地震の経験を活かし、2週間後の28日には従来よりも迅速に熊本県や熊本市、熊本獣医師会による「熊本地震ペット救護本部」が設置され、支援活動が開催されたが、それでも被災地ではペットの取扱いを巡る難しさがあり、引き続き多くの課題が残されたという。

図3 保護された白内障を患った子犬
食欲なし



図4 熊本市動物愛護センターへの行方
不明ペットの問い合わせボード



(資料) 2016年5月3日日本経済新聞「迷子、食欲なし…写真で追う被災ペット 熊本地震」より転載。

このレターでは、何故今、ペットの被災時対策が必要なのか、国と都のガイドラインや経験をもとに、個々の自治体では公共としてどのように対応しているのか(公共としてどこまで対応できるのか、できない部分はどうすべきなのか)、災害に対しペットと生活する消費者はどのように日頃から準備しておくべきなのか、まちづくりの観点からはどのような展望があるのか等々について、筆者が住む武蔵野市の場合も含めてまとめてみた⁽¹⁾。ペットと過ごしている方もそうではない方も含め、この機会にご参考にしていただければ幸いです。

2—何故今ペットの被災時対策が必要なのか

ペットを飼っていない場合、災害時には何故ペットに対する救援活動が必要なのかと疑問を持たれる方も多いただろう。ペットを飼っている場合、災害時にはどう対処すべきかを問われても、どうすべきか迷う方も多はずである。そこで、何故今、ペットの被災時対策が必要なのかについて整理した。

1 | ペット数は既に子ども数を上回る規模

最初にペットの飼育状況の実態の確認が重要である。ここでは人々が飼育しているペットのうち最も多い、犬と猫について取り上げる。

犬については、狂犬病予防接種の必要性もあり、買主には市町村に対する登録義務がある。厚生労働

(1) 本レポートの執筆にあたり、「NPO法人 市民まちづくり会議・むさしの」の仲間である山田 朗氏に助言をいただいた。深謝申し上げる。

省の「衛生行政報告例」によると、平成 26 年度における全国の登録済み犬の頭数は 662.7 万頭である。

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、平成 26 年 1 月 1 日時点の 15 歳未満人口（ほぼ中学生まで）は全国で 1,649 万人なので、この約 40%の犬が全国で飼育されているという見方ができる⁽²⁾。未登録の犬も含めると（後述の調査結果を参照）、実態としては、さらに多くの犬が全国で飼われているはずである。

総務省の「都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等」によると、東京都の場合は平成 26 年度で 51.8 万頭が登録されている。同じようにみると、15 歳未満人口は 155 万人なので、全国の場合とはやや異なり、約 33%に減る。東京都のような大都市部では地方に比べて人口が多いことと、ペット可能な共同住宅が増えているとは言え、犬を飼う環境は地方部に比べると厳しい点があることから、このような違いがあるものと考えられる。

東京都福祉保健局による平成 26 年度の「犬の登録頭数等」によると、武蔵野市の登録頭数は 4,859 頭である（武蔵野市の地域防災計画によると、未登録犬を含めると、実際には 1 万頭近く飼われていると推定されている）。15 歳未満人口は 15,708 人なので、東京都の場合に近い 31%という状況が把握できる。

猫の場合は買主による登録義務はない。調べた限りでは公共機関による公式な実態調査はないが、一般社団法人ペットフード協会が消費者に対するアンケート調査に基づき実施している平成 28 年「全国犬猫飼育実態調査結果」（表 1）によると、猫の全国の飼育頭数は 984.7 万頭と推計されている。

表 1 平成 28 年（2016 年）における全国の犬と猫の推計飼育頭数

	世帯数（千世帯）	飼育世帯率	飼育世帯数（千）	平均飼育頭数	飼育頭数（千頭）
犬	55,812	14.16%	7,902	1.25	9,878
猫	55,812	9.93%	5,542	1.78	9,847

（資料）平成 28 年（2016 年）全国犬猫飼育実態調査結果に基づく。猫の場合、外猫の数は含まない。

この調査によると、登録されているかどうかは別として、飼育されている犬の頭数は 987.8 万頭なので、犬と猫を単純に合計すると、1,975.2 万頭となり、全国では東京都の人口（1,341 万人強、平成 27 年 12 月）を大きく超える犬と猫がペットとして飼育されているという実態が見えてくる。

大きな災害が発生し、ペットとして飼育されている犬・猫が仮にこうした規模で行方しれずになったり、失われたりした場合の悲しみは、多くの世帯にとっては大きな痛手になるだろう。ペットを飼っていない人々にとっても、これらの犬と猫が被災後に放置され野生化して放浪を続けることは望ましいことではないはずである。

2 | ペットの需要は今後も続く

前述の「全国犬猫飼育実態調査結果」によると、犬の飼育頭数は 2012 年以降 2016 年まで減少傾向、猫の飼育頭数は横ばい傾向となっている。これは人口の減少傾向や 2011 年以降の世帯所得が伸び悩み飼育費用の負担感が上昇していることなど、さらに犬と猫の住宅内での飼育のしやすさの違いを勘

(2) 子ども及びペットは、本来、単純に比較するものではない。ここでは人が世話をしている犬の数がどれほど多いのかを判断するための参考として試算してみた。

案すれば領ける傾向である。

図5 犬の飼育頭数の推移(千頭)

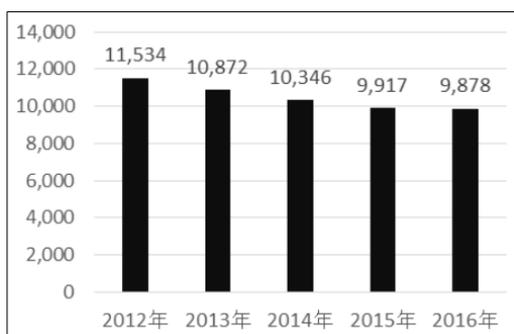
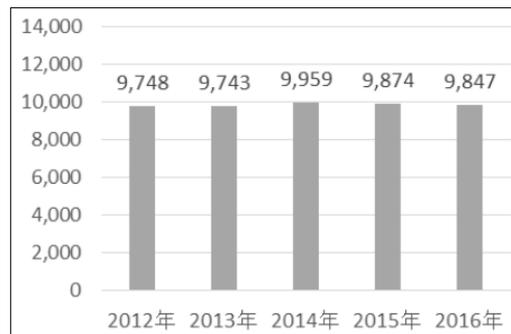


図6 猫の飼育頭数の推移(千頭)



(資料) 平成 28 年 (2016 年) 全国犬猫飼育実態調査を転載。

しかし、平成 28 年における犬の飼育世帯率が 14.16%であるのに対し、同調査によると、今後飼育したいという意向を持つ世帯率はまだ 23.1%という水準にある。また、猫については同じく 9.93%と 16.9%という結果となっている。これらの数字をみる限り、環境が整えば、犬や猫を飼いたいという潜在需要は人口減少社会の中でも続くものと考えられる。

3| ペットの人类社会における意義と役割

インターネットに基づく全国犬猫飼育実態調査結果によると、次のように、人々は、犬や猫などのペットを飼うことによって、それ以前と比べると、情緒、コミュニケーション、健康などの面において、様々な効用を受けていることが報告されている。ペットは、こうした観点からも、人々の生活や社会環境において重要な役割を担うため、人と同様に、ペットも防災や減災の枠組みに含めて制度整備を行う必要があるし、被災時においても、生あるものとして、共に困難を乗り越えられる環境を実現するように努力すべきというのが国や地方公共団体の考え方であり、筆者としても共感するところがある。

表2 ペットを飼うことによる効用

効用 (各問い毎に上位3択、複数回答)	回答率
1. 16歳未満の子どもの場合 n = 犬 or 猫=318 同居家族に16歳未満の子どもがいる	
○心豊かに育っていると思う	71.7%
○生命の大切さをより理解するようになった	66.0%
○家族とのコミュニケーションが豊かになった	60.7%
(参考) 効用はない	13.5%
2. 高齢者の場合 n = 犬 or 猫=507 同居家族に65歳以上の高齢者がいる	
○情緒が安定するようになった	47.7%
○寂しがることが少なくなった	47.5%
○ストレスを抱えないようになった	41.2%
(参考) 効用はない	30.2%
3. 夫婦関係の場合 n = 犬 or 猫=980 同居家族に配偶者がいる	
○夫婦の会話が 많아なった	58.6%
○夫婦の関係が和やかになった	45.3%
○夫婦で過ごす時間が 많아なった	36.5%
(参考) 効用はない	25.9%
4. 自分自身について n = 犬 or 猫=1,689 犬猫飼育者	
○生活に潤いや安らぎを実感できるようになった	54.2%
○孤独感を感じなくなった	53.3%
○ハリのある生活が送れるようになった	41.9%
(参考) 効用はない	25.5%

(出所) 平成 28 年 (2016 年) 全国犬猫飼育実態調査結果に基づく。

3—国によるガイドライン

災害時におけるペットの救護対策に関する国のガイドラインは前述のように環境省が策定し公表している。自治体等が行う救護対策に関することが中心となっており、平常時からの対応を含め、その概要は表3の通りである。

表3 災害時におけるペットの救護対策に関する国のガイドラインの概要

項目	ガイドラインの項目別概要
自治体への要請	飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等は災害時における支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備する（被災者が安心・安全に避難するためにも重要）。特に大規模災害発生時には、行政のみでは対応が困難な場合もあるため、地方医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等の連携も併せて検討しておくことが必要。
飼い主が行う対策の例	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住まいの防災対策 ○ペットのしつけと健康管理 ○ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） ○ペット用の避難用品や備蓄品の確保 ○避難所や避難ルートの確認等の準備 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人とペットの安全確保 ○ペットとの同行避難 ○避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理
都道府県等が行う対策の例	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 ○ペットとの同行避難も含めた避難訓練 ○関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等） ○避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市区町等との調整 ○動物救護施設の設置候補地の検討 ○災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成 ○必要物資の備蓄・更新 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地動物救護本部等の設置の検討 ○被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言 ○避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置 ○動物愛護推進員への協力要請等 ○避難動物に関する情報収集、適正な飼育の指導 ○人と動物の共通感染症の予防措置 ○救援物資等の調達及び保管場所の確保と輸送手段の調整 ○獣医師の派遣依頼及び調整 ○放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡 ○危険動物の逸走時の対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況等の確認、逸走時の対応等） ○被災住民への動物救護に関する情報の提供 ○関係部局、国、他自治体、緊急災害時動物救援本部等との連絡調整及び支援要請
市区町村が行う対策の例	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 ○ペットとの同行避難も含めた避難訓練 ○避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援 ○避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ ○都道府県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供 ○避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援 ○都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請 ○被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供
地方獣医師会が行う活動内容の例	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発 ○ペット同行避難も含めた避難訓練への協力 ○協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成 ○自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等が実施する動物救護活動への協力 ○現地動物救護本部等を設置した場合は、本部構成団体として都道府県等と連携した動物救護活動の実施 ○避難所等への獣医師の派遣及び避難動物の健康管理に係る支援 ○飼育困難なペットの一時預かり・譲渡の支援 ○負傷動物等の治療・保管 ○近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）
民間団体が行う支援・協力の例	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力

	<p>○ペット同行避難も含めた避難訓練への協力</p> <p>【災害時】</p> <p>○救援物資の配布協力</p> <p>○ペットの一時保管先や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育管理への支援</p> <p>○所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力</p> <p>○ボランティアの管理への協力</p> <p>○その他、自治体や現地動物救護本部等が必要とする支援への協力</p>
国が行う活動内容の例	<p>【平常時】</p> <p>○ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発</p> <p>○自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供</p> <p>○関係機関等との災害に関する連絡調整</p> <p>【災害時】</p> <p>○被災地の都道府県等と連絡調整を行い、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>○緊急災害時動物救援本部と連絡調整を行うなど、被災地の動物救護活動を支援</p> <p>○関係機関等との災害に関する連絡調整</p>

(資料) 環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」平成 25 年 6 月発行

消費者にとって注目すべきは、「飼い主が行う対策の例」の部分である。原則として、すべては飼い主の自己責任において対応すべきこととなっている。特に、避難所では他の避難者の迷惑にならないように、飼い主は普段から適切な準備を行うことが大切であることが案内されている。

また、環境省が、区市町村の役割をどう考えているのかという点も注目点である。基本的な区市町村の役割は、市民が自己責任で行う対策の普及啓発が中心とされているが、重要なのはペット同行避難者の避難所や仮設住宅への受け入れ対策を講じることや関連情報の提供についてである。これは被災現場となる自治体にとっては、東日本大地震や熊本地震の経験からすると、大規模災害の場合には、大きな課題となる。特に飼い主に対し、ペットとの「同行避難」を推進しても、他人がいる避難所でのペットとの「同伴避難」はどの自治体でも認めていない現実を、飼い主及びペット（当然だが）は理解してないことが現場対応としては難しい点である。実際の災害時には飼い主は自らの対応に精一杯になることは、ある程度やむを得ず、放浪するペットが増えることも大きな論点である。

なお、環境省は「備えよう！いつもいっしょにいたいから」と題した、災害時にペットと一緒に避難するために、普段から備えておくことや、避難所等で気を付けることなどをまとめた飼い主向けパンフレットを配布しているのでご紹介する。

■図6 環境省による平常時と災害時の対応策の具体例

◎災害に備えたいつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないしつけを行う。
- 人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

マイクログリップとは？

- マイクログリップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクログリップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。個体識別番号に関連づけられた飼い主情報を確認することで、飼い主を特定する。
- 直径2mm、長さ12mm程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するもの。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクログリップを装着した後は、必ずAIPOにマイクログリップ番号や連絡先などの登録手続を行い、転居等で登録情報を変更した場合は、変更手続を行う必要がある。



上、右上：マイクログリップリーダー
右下：マイクログリップ

◎迷子にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務づけられている）
- マイクロチップ

猫の場合

- 首輪と迷子札（猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい）
- マイクロチップ

◎ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（小型犬などはリードを付けた上でキャリーバックに入れるのもよい）

猫の場合

- キャリーバックやケージ（キャリーバックなどの扉が開かないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）

◎避難訓練でのチェックポイント

- 避難所までの所要時間
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 通行できないときの迂回路
- 避難所でのペットの反応や行動
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

◎ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例

優先順位1 常備品と飼い主やペットの情報

- 療法食、薬
- フード、水（少なくとも5日分 [できれば7日以上が望ましい]）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- 食器
- ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位2 ペット用品

- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット（猫の場合）など

ペット用備蓄品の例



ペット用備蓄品（犬用）の例



ペット用備蓄品（猫用）の例



ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

避難所でのペットの飼育事例（東日本大震災）

避難所におけるペットの取扱いは様々であり、屋内で飼育が認められている場合やペット専用係留場が設置されている場合、また人とペットが車中生活するなど避難所により対応は異なっていた。



ペット専用係留所で飼育されている様子（岩手県）



屋内で飼育している様子（岩手県南地域）



人とペットの同居テント（仙台市）



ペットとの車中泊（仙台市）

◎同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。

猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。



避難所では、周りの人への配慮が必要

（資料）環境省：http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2309a.html

4—東京都による対応

東京都は動物愛護の観点から、冒頭に述べたハルスプランなどの中に指針（施策-15 災害時の動物救護体制の充実）を掲げている。

このハルスプランは普段からの動物愛護管理をどのように実施していくのか、災害時に関わらず、飼い主や動物取扱業者、東京都、区市町村、都民、ボランティア・関係団体の役割や責任を明記したものである。

適正飼養や狂犬病対策などに重点が置かれただけで、共生に対してもう一步の踏み込みが足りないように感じられるが、報告書に掲げられた趣旨自体は、わが国では先駆的なものとして評価できる。しかし、ニューヨーク市など、諸外国では公共住宅への入居に際しペットが必要とされる場合は拒むことができないかわりに一定のルールを設けるなどの人と動物の共生生活の実現に向けた取り組みであるのに対し、そうしたことは明記されていないなど、さらなる議論の場が設けられることを期待したい。ここでは、ハルスプラン全体の内容には触れず、災害対応に限定した指針に限定して、内容を整理してみた。

表4 東京都による災害時の動物救護体制の充実策

1. 災害時の動物救援機能等の強化	
○家庭動物の防災対策に関する普及啓発	・犬や猫を同行して避難するための飼養動物の防災用品の備蓄や健康管理、ケージに入るためのしつけなど、区市町村と連携し、防災訓練や講習会等の機会を通じて飼い主に普及啓発。
○協定締結の推進	・災害発生時に関係団体との連携・協力体制を迅速に整えるため、動物救護に関する協定を推進。定期的な連絡会や防災訓練の合同実施、マニュアルを整備。 ・避難が長期化した場合は、 <u>現地動物救援本部が拠点とする施設の確保や、関係団体等による被災動物の一時預かりや物資の供給体制、他自治体との広域的な協力体制の構築を検討。</u>
2. 区市町村の災害対策の推進	
○区市町村の防災計画やマニュアル整備の推進	・飼い主と同行避難した動物や、住民が避難した後に地域に残された動物への対応が適切に行われるよう区市町村の防災計画の整備を働きかける。 ・防災計画の内容が円滑に実施されるように、区市町村による避難所等におけるケージの確保や災害時の動物対応マニュアルの整備を支援する。
○区市町村と動物救護ボランティアとの連携の推進	・区市町村が動物救護対策を推進するために、動物愛護相談センターが広域的・専門的な観点からボランティア・関係団体等と連携して防災訓練等を実施するための支援を行う。 ・避難所での同行避難動物の受け入れや飼い主への助言、一時預かりの協力などのため、動物愛護推進員※が区市町村と連携して対応できるように研修を実施する。 ※都福祉衛生局の取組み。平成15年度から始まり、平成28年5月現在で304名に動物愛護及び適正飼養推進業務を委嘱。

国のガイドラインや都の方針をみて分かることは、国は基本的に都や区市町村などの自治体を指導・間接支援する立場をとり、都は区市町村を指導・支援するという階層構造の役割分担をとっていることである。

ただし、熊本県が熊本市、熊本獣医師会による「熊本地震ペット救護本部」を立ち上げたように、普及活動を除くと、表4の2段目に示された「協定締結の推進」の通り、東京都も災害時には関係団体と連携することによって、動物救援本部を立ち上げることになるので、普段から関係団体との連携をとり、体制づくりを行っていくことが重要であることが分かる。

5—区市町村の対応と今後の方向性

区市町村の場合は、平成23年12月の中央防災会議による「防災基本計画」の修正等を踏まえて、ペット対策を含め、各地の防災計画を見直すことになった経緯がある。この結果、武蔵野市の場合を示すと、ペットに関しては地域防災計画の第10章第4節に、次のような情報や基本方針が示されている。

市は、平成 21 年 6 月に日本医科大学、日本獣医生命科学大学、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部、武蔵野ワンワンパトロール隊、市で構成された「災害時のペット対策検討委員会」を設置し、同委員会は平成 22 年 1 月に提言書を答申。この提言書の趣旨は次の通りである。

- 量的な充足ではなく、現実的に実現可能な対策から取り組むこととする。
- ペット対策を進めることが、飼い主である人間への対策に繋がることを広く共通認識としていく。
- 過去の災害教訓を学びながら、被災地との相違を考慮しつつ、避難所の運営方法並びにペットのしつけや里親探しの方法等を検討していく。
- 当面は対象とするペットの種類を「犬」に限定し、課題を検証しながら適切に対象を拡大する。
- 対策は市民全体に理解を得られるものでなければならない。

このような検討に基づいて、次の基本方針が掲げられている。

- (1) 飼い主やペット用の食料備蓄や住宅の耐震化などの「飼い主の責務」の周知徹底を図り、可能な限り自宅での生活を継続できる自助の取組みを推進する。
- (2) 全壊・全焼などにより自宅を失った飼い主や、飼い主が不明となったペットのために避難所等における適正なペットの受入体制及び保護の仕組みを整備する。

しかし、この基本方針のうち、「現実に実現可能な対策」を優先したためか、市民に配布された「防災ハンドブック」では、「同行避難」を前提とし、災害時におけるペット対策」としながら、次のような市民に対する要請を示すに止まっているのが現状で、上記（2）については具体的な受入体制や保護の仕組みは示されていない。提言にあるように、市によるペットの定義がまだ「犬」に限定され、「猫」は対象外なのかも知気になるところである。

<p>○日頃から準備しておくこと</p> <p>①しつけや手入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難しているときはケージに入れておかなければなりません。ほえたり、暴れたりしないように、普段からケージにならしておきましょう。 ・他の動物や見知らぬ人、大きな音などに驚かさないようにするため、日ごろからならしておきましょう。 ・動物の毛は、アレルギーの人や動物が嫌いな人には不愉快なものです。シャンプーやブラシなどで手入れをして清潔に保つようにしましょう。また、トイレは決められた場所で、できるようにしておきましょう。 <p>②各種予防接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にひとたびペットの伝染病が発生すると、アツという間に広がってしまいます。ペットが伝染病にかからないようにするために、定期的に各種ワクチン接種を受けておきましょう。また、犬については登録・狂犬病予防注射を必ず実施しておきましょう。 <p>③不妊・去勢手術について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物は発情すると、大きな声で鳴いたり、マーキング（尿スプレーなど）をしたりするようになります。トラブルを防ぐためにも不妊・去勢手術を受けておきましょう。
<p>○ペットのためのケージや食料等を準備しておこう</p> <p>①ペットフード、水、リード・ハーネス、ケージ(持ち運びができるもの)、器(食事、飲み水用など)、トイレ用品、タオル、新聞紙、ビニール袋、ペットシート、救急用品(はさみ、包帯、消毒薬、獣医師から処方されている薬、とげ抜きなど)、ペットの写真(万が一ペットとはぐれたときにさがす手がかりとなります)。</p> <p>②ペットフードは、最低 1 週間分以上、できれば 2 週間分程度用意しておきましょう。ペットフードを移しかえる場合は、賞味期限を容器に記入し腐敗しないように保存方法に注意しましょう。</p>
<p>○ペットが迷子になったときのことを考えておく</p> <p>①災害時には、一緒に避難することができず、飼い主とペットが離ればなれになることが多いです。</p> <p>②ペットをさがすためのがかりとなる情報を、ペットの体につけておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首輪に迷子札（飼い主氏名、住所、電話番号などを記載） ・鑑札（犬には、必ず付けておきましょう） ・マイクロチップ（皮膚の下に挿入するため、外れることがないという点で有効です）

武蔵野市による対策の実績としては、昨年の10月25日に初めて総合防災訓練の一環として、ペット（犬）対策訓練が、市立第一中学校区にて実施されたことがあげられる。参加者による情報では、事前申込み制で犬をケージに入れて徒歩で参加できる人を対象とし、最大30名の参加者を予定したようだが、実際には残念ながら8名の参加にとどまっている。

また、東京都の方針に基づいていると判断されるが、武蔵野市は平成23年に公益社団法人東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結し、被災動物の救護及び応急処置に関する獣医師会の会員派遣要請や市の防災訓練への参加を定めている。これはひとつの前進と言える。

しつけや予防接種、不妊・去勢手術やマイクロチップの埋め込みなどについては、時間と費用により市民は対処可能だが、犬の予防接種自体、登録数よりも実施者数が少ないのが実情である。また、ペットのためのケージや食料等を飼い主が事前に準備・備蓄していても、災害による建物倒壊などによって、利用できなくなることも想定される。そもそも、避難所に避難する人々は、自宅では生活できない状況に置かれた方々であり、ケージや食料の準備が万全であっても、実際には使えない場合が多いはずである。

自己責任とは言え、個人ではこうした点はカバーしにくいのが実情であり、市町村が直接的に対応できないのであれば、被災前の平常時から、ボランティアやNPO法人など、近郊で活躍している団体とのネットワークを構築し、様々な事態に備えることも重要な課題となろう。

実際に熊本地震の際にはこうした団体の支援活動が貢献していることがウェブサイト等で報じられている。7月21日の朝日新聞夕刊では、渋谷区などで動物シェルターを運営する一般社団法人ラコントレ・ミグノンが熊本の地元の動物愛護団体と連携し、収容限界に達した被災ペットを里親の世話のために引き取ることが報じられた。

市町村でも、都の方針にしたがい、獣医師会のみならず、多様な団体との連携に向けた協定づくりを目指してはどうかと考える。これはもちろん、ペットのみならず、人々への減災、被災後対策においても同様である。

6—ペットとまちづくり

災害時のペットにかかる対応のあり方をご紹介したが、今後は、こうした取組みがまちづくりにも反映され、盛り込まれていくことが望ましい。

人々とペットが共に快適に暮らせるまちづくりとは、どのようなものだろうか。基本的にはペットの多くは街の中で生活するので、人々と共にペットにとっても快適な環境を整備する必要がある。短期的にすべてを実現することは難しいが、災害時も含め、生ある物すべてに安全でユニバーサルなまちづくりを考える視点を持ってまちづくりに取り組むことが、今後の災害時における問題の緩和に着実に役立っていくはずである。

具体的には、

①安全で楽しく歩ける道路や歩道の整備：これはペットにとっても必要なことで、車はもちろん乱暴に走る自転車もペットの大敵である。子どもや障がいのある方、ペットからまちがどう見えるか

- を考慮し、人とペットが安心して歩けるように配慮したまちづくりを行うことが、今後のひとつの課題である。こうした観点から整備された道路は、災害時にも避難路として適切なものとなろう。
- ②自然な小径の保全： 武蔵野市ではまだ緑豊かな場所もあるので、ペットにも優しい自然のままの通り道を保全することが、いざという時に飼い主とペット、もしくはペット自らも木陰などに避難でき、災害時対応策となりうる。動物の事故が多い一般道では、動物が横断するための専用地下道（猫道）を整備することもパニック化した動物と車等の事故を防ぐユニークな試みになるだろう。
- ③街並みにおけるゆらぎの確保： 道路と共に幾何学的に並行に直角に建物が配置されると街並みにおいては、景観から深みが失われる。これに対し、最近では、意図的に建築面や植栽などを調整し、快適な「ゆらぎ」を与える景観形成の工夫が行われている。おそらくペットにとっても、隠れる場所のない景観よりは、こうした「ゆらぎ」のある街並みの方が人や子どもと同様に快適ではないか。景観整備を通じた快適な街並みづくりを通して、自ずと安全も意識した豊かなコミュニティの連携が生まれることから、災害対策としても有効なはずである。
- ④大きな公園ではペットと共に遊べるドッグランが整備されつつあるが、街中にはスペースが乏しいことから設置は難しい。しかし、今後、ドッグランほどではなくても、ペットと楽しめる小空間の整備に配慮していくことは、自ずと深みやゆとりを求めるまちづくりにつながることになるだろう。従来から、小空間を整備しても公園としても使いようがないし、整備も行き届かないという批判があるが、小空間を確保して活用する意義として、このような役割も考慮してはどうか。
- ⑤この一環として、従来には主たる利用策ではなかったが、空き家や空き店舗、空き地などを、ペットと共に過ごせる施設や場所、非常時のペットのシェルター施設や避難地として活用することも今後は検討に値するはずである。近年、ペットとともに入れるカフェなども見られるようになっており、静かな需要に対応した動きが出ていると言えよう。

以上のようなハード面のまちづくりに加え、もちろん、ソフト面のまちづくりとして、前述したように、普段から、地域におけるボランティアやNPO法人などとの連携や、近郊で団体とのネットワークづくりは重要であるし、コミュニティにおける防災・避難訓練等において、高齢者や子どもたち、避難しにくい人々への対応に加え、ペットも念頭に置いた取組みが少しでも増えれば、近年における被災時のペットを巡る課題に対応でき、災害時においても、非常に望ましい効果が生み出せるだろう。